

募金名称

アマゾンコレクション保護・夢基金（通称：アマゾン夢基金）

募金目的

山形県鶴岡市には「アマゾン民族館」（出羽庄内国際村内）、「アマゾン自然館」（月山あさひ博物村）があり、ここには、文化人類学者の山口吉彦氏がパラ州を中心に、アマゾン地域で収集した先住民に関する民族学的資料1万点、生物学的資料2万点が収蔵されていました。

個人収集によるアマゾン関連資料としては、世界有数の規模と内容を誇り、日本がワシントン条約に加盟した1980年以前に収集された資料は、現在ブラジル国外に持ち出すことはほぼ不可能です。

また、それ以降はアマゾンの急速な開発により、先住民の生活様式は失われ、生態系も大きな影響を受けたこともあり、入手困難な資料が大変多く含まれています。

しかし、05年に運営主体である鶴岡市が市町村合併、また11年東日本大震災後は仙台、福島からの団体客が激減したこともあり、光熱費・人件費・企画展示費など、入場料と市の補助金で維持していく事が困難となり、市の財政状況を理由に2014年3月末で閉館しました。

そこで、この基金を作り、これらの貴重な資料を保存する手段を考え、今後もこれらの財産を有効活用したいと思っております。そのためには、より広くより強力なご支援が不可欠となります。

ぜひ、ご賛同いただき、皆様の貴重なご寄付により、アマゾンの貴重な財産を守り、広く一般に公開していきたいと思っております。

また、当財団は内閣総理大臣から公益財団法人の認可を受けており、ご寄付に対する税制上の優遇措置がとられておりますので、この事業が多大な成果をあげるために、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様におかれましてはその趣旨をご理解の上、ご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

募金目標額

特に定めません

募金期間

特に定めません

募金金額

特に定めません（ただし税制優遇を受けたい方は10,000円以上でお願いします）

お申し込み方法

1) 寄付申込書のご提出をお願いいたします。

寄付申込書にご記入の上、弊財団まで郵送またはFAXにてお申してください。個人及び法人が寄付された場合には、税法上の優遇措置が受けられます。

2) 寄付金のご送金をお願いいたします。

・下記の公益財団法人公益推進協会の銀行口座、又は郵便振替口座にお振込み下さい。

三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通 3469137

口座名義 ザイ) コウエキスイシンキョウカイ

※振込手数料は寄付者ご本人様のご負担となりますのでご了承ください。

ご寄付に対する税制上の優遇措置

【税制上の優遇措置について】

この寄附金は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

■ 個人の方の寄付について

弊財団は、平成 26 年 1 月 7 日付けで『税額控除を受けられる公益財団法人』として内閣総理大臣から認定を受けた為、個人の方がご寄付をしてくださった場合には、『所得控除制度』または『税額控除制度』のどちらかを選択いただけるようになりました。

(所得控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] X 所得税率 = 控除対象額

(税額控除制度) [寄附額 (※1) - 2000 円] X 40% = 控除対象額 (※2)

※1: 控除対象寄附金: その年分の総所得金額等の 40%相当額が限度となります。

※2: 控除対象額: 所得税額の 25%相当額が控除限度となります。

尚、東京都のお住まいの方など一部の地域の方は、住民税の控除も受けられます。

●申告方法申告に際しては、次のものが必要となります。

(1) 所得控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書

(2) 税額控除制度の場合・・・弊財団が発行した領収書、税額控除に係る証明書の写し

※税金の詳細についてのお問い合わせは、お近くの税務署・税務相談室にご相談ください。

◎相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産に相続税が課税されません。

なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内 とされています。

■ 法人の寄付について

一般の寄付金とは別に、以下を限度として税務上の費用となります。

$(\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2 + (\text{期末資本金等額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

お問い合わせ先

公益財団法人公益推進協会 アマゾンコレクション保護・夢基金 事務局 担当高野

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814 e-mail: info@kosuikyo.com